

加点制度

(1) 加点制度を利用できる受験者及び加点の方法

- ・小学校・中学校教員選考、身体に障がいのある人を対象とした選考、スポーツの技能や実績のある人を対象とした選考において小学校、中学校教員選考の一次選考「専門教科」受験者は、加点制度を利用できます。
- ・加点制度を利用する受験者は、出願時に願書(電算入力票)の「加点申請希望」に○を付け、「加点申請書」を提出してください。
- ・加点対象となる教員免許状又は資格の内容は、下記(2)の表によります。
- ・加点方法は、一次選考の「専門教科」の得点に5点または10点を加点します。

(2) 加点制度の対象および資格

加点対象となる教員免許又は資格		加点対象校種と加点		提出物
		※3		
		小学校	中学校	
①	小学校教諭と中学校教諭の両方の普通免許取得又は取得見込 ※1	5	5	・出願時に、該当の免許状の写し、又は、取得見込証明書を提出すること。
②	中学校教諭(英語)又は高等学校(英語)の普通免許取得又は取得見込 ※1	5	/	
③	複数教科の中学校教諭普通免許取得又は取得見込 ※1	5	5	
④	実用英語技能検定準1級又は相当(TOEFL iBT 80点以上、TOEIC 730点以上)の資格取得者 ※2	5	/	・出願時に、資格取得証明書の写しを提出すること。

※1 ①、②、③については、令和5年3月31日までに取得できる見込の者を含む。ただし、取得見込で受験し、令和5年3月31日までに取得できなかった場合は、加点が無効となり採用内定を取り消す場合があります。

※2 実用英語検定 準1級以上の資格については、平成29年4月1日以降に取得した者。

※3 出願時に、該当する①～④の中から最大2つまで選択することができる。加点は最大10点までとします。

(例1) 小学校免許と中学校数学の免許を取得している者：①が対象。①を選択し、加点5点。

(例2) 小学校免許と中学校国語、音楽の免許を取得している者：①③が対象。①③を選択し、加点10点。

(例3) 小学校免許と中学校(英語)の免許を取得している者(小学校)：①②が対象。①②を選択し、加点10点。

(例4) 小学校免許と英検準1級を取得している者(小学校)：④が対象。④を選択し、加点5点。

(例5) 小学校免許と中学校音楽の免許を取得し、英検準1級を取得している者(小学校)：①④が対象。①④を選択し、加点10点。

(例6) 小学校免許と中学校社会、技術の免許を取得し、英検準1級を取得している者：①③④が対象。中学校は①③、小学校は①③又は①④又は③④を選択し加点10点。